

第36回 全国夏期セミナー 基調報告

一人ひとりが心とからだの主人公に！ ～みんなで学ぼう性と生～

第36回全国夏期セミナー岡山大会 副実行委員長 皆川あかり

はじめに

私たち“人間と性”教育研究協議会（性教協）は1982年の創立以来36年にわたり「科学・人権・自立・共生」の4つのキーワードをもとに、子どもの切実な要求にこたえ、正確な情報を伝え、子どもとともに「性」のあり方や生き方を考えて、多くの性教育の実践を積み重ねてきました。

「科学・人権・自立・共生」という4つのキーワードは、2009年にユニセフ、ユネスコ、WHOなどが共同で発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（以下『ガイダンス』）の基本的観点や精神とも通いあう大切な視点であり、今こそ意義深いものであると考えます。

私自身は盲学校の教員として6年目を迎えました。視覚に障害のある生徒や同僚に囲まれて過ごす中で考えてきたこと、あるいは盲学校で実践していることもご紹介できればと思います。

今大会のテーマは「一人ひとりが心とからだの主人公に！～みんなで学ぼう性と生」です。この基調報告では、この大会テーマを踏まえ、私たちを取り巻く社会状況を概観しつつ、性を学び、性教育実践を進める意味をより豊かなものにしていきたいと思っています。

1. 分断される世界 本国第一主義と排外主義の強まり

この約1年の間に、世界の情勢は大きな変化を迎えました。

グローバリズムと新自由主義経済によって生活を破壊されたと感じている人々、外国からの移民が自分たちの職を奪い、治安を乱していると感じ

ている人々は確実に増加しています。そうした不安や不満を感じる人々に、仮想の「敵」を作り上げ、支持を集める政治家や政党が支持を広げています。イギリスのEU離脱、フランスでの「国民戦線」の急激な支持拡大、アメリカのトランプ大統領の誕生などは、その表れと言えるのではないのでしょうか。特にトランプ政権の誕生には、国内外で驚きとともに大きな反発や懸念もあります。

「アメリカ・ファースト」を標榜し、自国の利益を第一に守ると謳い、それを阻害するものが人・物が自由に行き交う自由貿易と「移民」であるとして排除しようとする発言や政策には注視が必要でしょう。

このように現状を打開したいという人々の願いが、排外主義、民族・人種を理由とする差別、意見を異にする人びとへの攻撃、少数者への迫害という、人と人を分断する方向に向かう危険性に注意する必要があります。

ご承知のように、日本にも同じような流れが起こっています。

2. 日本における諸問題

2-1 貧困と「自己責任論」

そのことを強く感じさせられたのは、「貧困＝自己責任」論と生活保護バッシングでした。昨年8月にNHKのニュース特集で生活保護受給世帯の女子高生の暮らしが報道されましたが、その高校生に対するバッシングが激しく行われました。

画面に映るエアコンや趣味に用いる文具が高価なものだったなどの理由で、女子高生のSNSを探しだし、そこに投稿された生活ぶりを暴き、貧困とは到底言えない、「嘘つき」として徹底的に叩

くというバッシングでした。片山さつき議員に至っては、ツイッターでNHKに問い合わせるなどと公言し、バッシングを煽っています。彼女は以前も、芸能人の親族が生活保護を受けていたことを「税金ドロボー」などと批判し、生活保護バッシングを扇動してきた存在です。与党の議員自ら先頭に立って、「自己責任」を押しつける批判の回路を作ってきたのです。

また、「保護なめんな」などの威圧的な文言入りのジャンパーを着て、受給者世帯を訪問していた小田原市の市役所職員の行動からも、同様の「生活保護バッシング」の浸透がうかがえます。生活保護を申請・受給することがあたかも悪事であるかのように捉えられています。

生活保護受給世帯数は過去最多の164万世帯（2016年12月時点）になっていますが、その「捕捉率」（生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯数の割合のこと）は2割程度とされています。ひとり親世帯に限れば1割程度という状態で、本当は生活扶助を受けられる水準であるにもかかわらず、制度を知らない・自分が該当することを知らない、あるいは、頼ってはいけないと思ってしまうため、申請に至っていないケースが多々あります。実際に申請し、受給に至った中で不正受給者は0.53%（2012年厚労省調べ）です。

それにもかかわらず、生活保護の不正受給者が多数であるかのような「印象操作」報道とバッシングが後を絶ちません。

受給者へのバッシングは、人びとが潜在的に抱えている社会への不満、不安と不公平感が、自分たちより「弱い」者への攻撃に向かうという形で起きていると考えられます。

「自分の問題で（自己責任で）貧困状態になったのに、なぜ税金をまわさなければならないのか」、「自分たちも苦しい中で我慢しているのに、なぜあいつらだけが税金で食べていけるのか」というような不満が他者への不寛容、さらには攻撃として表れているのではないのでしょうか。

この「自己責任論」は福島原発事故からの避難

者への攻撃にも表れています。

原発付近は現在も放射線量は高く、健康被害の恐れがあるので、自主避難を続けている人々が多いのですが、避難指示区域から少し離れた地域であるだけで、「自主避難」と断定されます。2014年から強制避難区域の解除が始まり、今年3月31日で福島の原発事故のため自主避難していた避難者に対する住宅無償提供が打ち切られました。

前復興大臣の今村氏は、4月の記者会見で「自主避難は本人が判断すること」とし、避難先から帰らない人は「自己責任」だと言い放ちました。これには強い批判が集まりましたが、今村氏は反省の弁を口にすることはありませんでした（その後放言を重ね辞任に追いこまれました）。

原発事故の責任は住民ではなく、国と東電にあるのです。それにもかかわらず、自主避難した人たちに責任を求め断罪することで、自主避難者を孤立させ、人びとを分断することができます。そして、国と東電の責任を問う声を小さくし、保障費を削減しているのです。

国内外を問わず、対立を煽り、人々を分断し、個々人を孤立化させる手法が使われています。孤立化させるほど、声をあげる力、権力に抗おうとする力を奪い、為政者に都合よく人々を動かすことができます。そして人々が抱えている不満や不安をより細分化された「弱者」に向かわせることができます。

2-2 子どもの貧困問題

内閣府の調査・平成27年度版「子供・若者白書」によると、子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国の平均を大きく上回って16.3%、子ども6人に1人です。さらに、ひとり親世帯での子どもの相対的貧困率は54.6%、子ども2人に1人となっています。

2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が成立し、具体的な対策を示した大綱が作成されています。そこで

は、「教育支援」「生活支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの対策を取るとされているのですが、対策の中心は「教育支援」です。そしてその予算は、民間から寄付を集めた「子どもの未来応援基金」を頼りにしています。

もう一つ、子どもの貧困に対する支援として注目されているのが「子ども食堂」の存在です。子ども食堂の取り組みは各地に広がりを見せています。2016年の5月時点で全国に319カ所（朝日新聞調べ）だったそうですから、現在は更に増えていることが予測されます。最多件数を有するのは東京ですが、各都道府県に最低1カ所はあります。

この取り組みは、各地の民間団体や地域の市民が主体となって行われています。無料・または安価で栄養のある食事を提供するだけでなく、子どもが安心していられる居場所を提供するという側面もあります。

ただ、こうした支援を行っているのが、主にボランティアに参加している市民であるということも忘れてはならない点です。本来ならば行政が主体となって支援体制を整備するのが望ましいあり方でしょう。

そもそも、憲法25条の1項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。

国民の生活を保障し、子どもの生育環境を十全なものとして守るのは国の責務であるはずですが。しかし、その責務を明確にはせず、市民同士で助け合う共助努力のみを求めているのです。ここには国家は国民の生活の保障はしないというメッセージが見え隠れしています。それは「貧困は自己責任」であり、国は貧困者を支援する義務はないという事実上の「弱者斬り捨て」方針を示しているのです。

2-3 憲法改悪・共謀罪 平和と民主主義を破壊する動き

「一強」と称される安倍政権のもと、私たちのよりどころとなってきた憲法には、改悪への動きが加速されています。

安倍首相は今年5月に「日本会議」の主導する「美しい日本の憲法をつくる国民の会」の集會に寄せたビデオメッセージの中で、改正憲法の施行目標は東京オリンピック開催の2020年、戦争放棄の9条は維持し自衛隊に関する条項を追加する、高等教育までの教育無償化も改悪の優先事項と発言しました。

安倍首相は野党時代の2012年、現行憲法について「みっともない憲法ですよ、はっきり言って」と言い放っています。このように、根っからの「改憲派」である安倍首相ですが、このビデオメッセージをめぐっては、現職の総理大臣が、憲法99条の閣僚の憲法擁護義務に違反して、期限を切って改憲を主張する異様さもさることながら、憲法第9条に自衛隊の存在を書き込むということの危険性が注目されました。

首相が改憲項目の冒頭に9条をあげ、自衛隊を憲法上位置付けると表明したことは、改憲の本当の狙いが9条にあるという本音を示すものです。

最近の各種メディアの世論調査でも9条を評価し、その改定に反対する声は多数です。それでも9条の改憲を力ずくで行おうとするのでしょうか。

自衛隊を9条に書き込むことは、「戦争放棄」の1項や「戦力不保持」の2項と矛盾します。自衛隊に対する従来の「歯止め」をなくし、海外での武力行使を無制限にする危険性ははらんでいきます。発足以来、海外で一人も殺さず、一人も殺されることのなかった自衛隊の性格を、根本から変える重大な改悪となるでしょう。

この首相の突然の改憲案の危険性と同時に、政権党改憲草案の「個人の尊重」規定の抹消、「家族は助け合わなければならない」という規定の導入など、あたかも戦前回帰かと思わせるような、時代に逆行する危険な内容にも注意が必要です。

今年の春は森友学園問題で国会は騒然としました。報道では国有地の値引きがクローズアップされていますが、塚本幼稚園で教育勅語を子どもに教材として唱和させるなど、戦前の軍国主義教育の再現かと思まざるばかりの教育が行われており、この問題が世間に浮上するまで安倍首相や昭恵夫人が盛んに持ち上げていたという点も看過できません。

特に、教育勅語の取り扱いに関して質問が向くと、政府は「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」と閣議決定まで行っています。1948年に教育勅語は失効されているにも関わらず、です。教育史学会や教育史研究者有志らは、教育勅語に書かれている様々な徳目は「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂するものであり、これを児童生徒に暗唱させたり、道徳教材として使用したりすることは主権在民を理念とする日本国憲法や教育基本法に反すると主張しています。

私たちは、民主主義社会において、このような戦前の天皇中心の国家観や道徳を幼い内から教化（洗脳）する教育を許容することはできません。

6月に入り、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪法案が審議されて、成立が強行されました。

犯罪の準備行為をした時点で検挙することができるとされ、277行為が挙げられました。安倍首相は「TOC条約の国内担保法を整備し、本条約を締結することができなければ、東京オリンピック・パラリンピックを開けないといっても過言ではありません」、「一般市民が捜査・処罰の対象になることはない」と説明していますが、法律家は現行法で十分対処できると反論しています。

この共謀罪法案の問題点は、公権力が人々の内面の自由に踏み込むことを可能にすることです。まだ実行されていない、頭の中にある計画でも、準備行為をしていると認められれば取り締まることができます。そして何が準備行為にあたるかは、政府の示した277項目を見れば、何でもありと言えます。

新自由主義政策の下、「自己責任」を押しつけて福祉を削り、「自助」と責任を個々人に転嫁し、その代わりに、刑罰の厳罰化と「安全保障」を標榜して軍備を拡大する。現政権下で行われる様々な政策・立法が、戦前へと回帰する道筋となって見えます。この道に戻ることはないよう反対を表明していくことが市民としてできることではないでしょうか。

3. 性と人権をめぐる

3-1 性犯罪に関わる刑法改正

この6月、性犯罪の厳罰化などを盛り込んだ刑法改正案が可決しました。

性犯罪を巡る大幅な法改正は明治時代の制定以来、110年ぶりです。強姦（ごうかん）罪を「強制性交等罪」と改め、被害者を女性に限定せず、男性も対象となりました。その上で、法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げるなど厳罰化する内容です。また現行法では、強姦罪などは、罪に問う場合に被害者の告訴が必要な「親告罪」でしたが、被害者の精神的な負担軽減のため告訴を不要にします。

この改正案をめぐるのは、議論の余地があります。例えば、18歳未満の子どもへの性暴力について、新設する罰則の対象を「親子間」に絞りました。それについて、性暴力の被害者や支援者からは、「きょうだい」「親戚」「親の恋人と子ども」「教師と生徒」など、地位・関係性を利用した性的行為も親子間と同様に扱うことを要望する声も上がっています。

その他にもいくつかの点での不充分性も指摘されています。しかし、全体としては前進といえるでしょう。

3-2 多様性を認識し、尊重する社会を目指して

① セクシュアルマイノリティに関わって

渋谷区の同性のパートナーシップ制度の成立を皮切りに、同様の条例や制度を設ける自治体が全国に広がっています。現在同性パートナーの制度を設けている市区町村は、渋谷区、世田谷区、伊

賀市、宝塚市、那覇市、札幌市があります。また今年5月、台湾の憲法法廷は、同性婚が認められていない現行の民法を違憲と判断し、今後2年以内に同性婚が合法化されることとなりました。これは東アジア初の同性婚の実現となります。

このように、世界的に見ても、国内においても、同性パートナーへの理解は徐々に広がっていくでしょう。

日本でも、「LGBT」という用語がセクシュアルマイノリティと同様の意味内容で社会的に一定の認知をされるようになったことは確かです。

LGBTを意識した経済活動も目立ちます。例えば、LGBTに向けて挙式のプランの提示をする結婚式場の広告記事なども見られます。

「LGBTフレンドリー」（LGBTの人々に対して温かく開かれた状態）な姿勢を打ち出す企業も増えてきましたし、就職支援や就労環境の改善を掲げる企業もあります。今年の東京レインボープライドパレードに協賛する企業数は、グローバル企業に加え、国内企業も増え、20社以上が名を連ねています。このように認知度も上がり、支援する団体も増えてきている現状があります。

「LGBTに対してだけではなくあらゆるダイバーシティ（多様性）に対してフレンドリーであることが企業の義務となりつつあります。LGBT対応だけが特別なのではなく、ダイバーシティ対応の中のひとつとしてLGBT対応があるのです」（『総合LGBTマーケティング支援企業OUT JAPAN』のHPより）という姿勢を示している企業も現れています。

しかし、「性のあり様は多様である」という本質的な理念をあやふやにしたまま「LGBTフレンドリー」な姿勢を示している企業もあり、経済的利益だけを優先しているのではないかと懸念する声もあります。

2015年4月に文科省から「性同一障害に係る児童生徒に関するきめ細やかな対応の実施等について」の通知が出され、2016年には教職員向け手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施に

ついて」が発行されています。

さらに、今年3月14日、文科省はいじめ防止基本方針の改訂を行い、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する」と明記し、性的指向・性自認を理由とするいじめの防止に努めるよう、教職員に向けて打ち出しました。

文科省のこれら一連の動きは、学校現場において「性の多様性」、ひいては性そのものを考える契機となり得るでしょう。人権教育を性の学びの場とする可能性が広がったことは確かです。

一方、今年に入り小中学校の学習指導要領の改定案が示されていますが、以前から保健体育の学習指導要領において問題があると指摘されていた「異性への関心が芽生える」の文言は削られていませんでした。これに対する批判のパブリックコメントが多数寄せられましたが、その返答もどうも納得がいかないものでした。「『性的マイノリティ』について指導内容として扱うことは、保護者や国民の理解を考慮すると難しい」とありますが、本来、多様性を包摂できる社会にするためにこそ学習内容として提示する必要があるのにも関わらず、「国民の理解が得られないから」とは本末転倒です。（ちなみに、小学校理科の「人の受精に至る過程は扱わないものとする」保健分野の「妊娠の経過は取り扱わないものとする」という「歯止め規定」の方も健在です）

一般的な認知度があがっても、本当の意味で理解し合っているのだろうかと問われれば、疑念は残ります。2015年8月、ロースクールの学生が、大学構内で飛び降り自殺をするという痛ましい事件が起きました。同性の同級生に告白したことを、相手から勝手にアウトティング（暴露）されたことで、自殺に追い込まれてしまったからです。

この事件は表面的で通りいっぺんの理解ではなく、「性は人権」であるという意識とともに、「性の多様性」は「自分自身のこと」として体得される性の学びが必要不可欠であることを、我々

に突きつける事件だったと思います。

現在のLGBTをめぐるムーブメントが、内実を伴わないまま表面的な理解に留まってしまうと、一時のブームで終わってしまうか、ジェンダーフリーバッシングのようにバックラッシュが起こってしまうのではないかという懸念もあります。

多様性は自分のことでもあると気付くことができる性の学びを性教育は保障していかなければなりません。

対応に取り組んでいる大学もあります。例えば、国際基督教大学は、「LGBT学生生活ガイド in ICUトランスジェンダー／GI編」を作成しており、各制度や施設の整備など、実際的な取り組みを行っていることが分かります。手前味噌になりますが、今年3月に国立大学では初めて筑波大学が「LGBT等に関する基本理念とガイドライン」を作成・発表し、対策に乗り出しました。まだ附属学校までは降りて来ていないですが、大学本体が取り組めば、附属学校も追随することができます。

また、学生や当事者である学生が主体となって、アライ（alliance、理解者・支援者）を増やす「ALLY WEEK」が全国の大学で開催されるなど、理解の輪を広げようとする人々も確かに増えています。このような取り組みは、当事者・非当事者にかかわらず相互に連帯する姿だという希望を与えてくれます。

② 「障害」をどう捉えるか

2006年に国連で「障害者の権利に関する条約」（障諸権利条約）が採択され、日本もこの条約を締結しました。国内批准すべく、2014年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が交付され、2016年4月より施行されました。この法律は障害を理由とする差別の禁止を明記し、さらに行政に対しては合理的配慮を義務づけ、民間に対しては努力義務を促していくことで「共生社会」の実現を目指すものであると説明されています。例えば、地域の公立学校に進学を希望した場合、障害を理由に受

け入れを拒むことを禁止し、さらには学校生活を他の児童生徒と同様に送るために、合理的配慮として障害に対するサポートを受けることができるようになりました。

障諸権利条約とそれに基づく法律が示す重要な点は、障害を個人の身体や能力に起因するものではなく、「社会的障壁」であると意味づけていることです。個人の資質や健康・身体の管理の問題として「個人化」「自己責任化」するのではなく、社会参加「できない」のは社会のシステムの問題である、というスタンスに基づいているのです。これは大きな転換だと言えます。

では、社会において障害者はどう受け止められているのでしょうか。

最近、障害のあるアスリートがメディアでよく見かけるようになりました。3年後に開催の迫った東京オリンピック・パラリンピックに向け、広報活動がいっそう活発化しているからです。主要メディアでのパラ選手の報道や特集が増えたり、都内の公立学校でパラ種目の学習会が行われるなど、その注目度の急上昇振りは目覚ましいものがあります。

しかし、一方で、このような「できる」障害者像だけを頒布していること懸念の声もあります。確かにパラリンピックに出場し、さらにメダルを獲得するほどのアスリート達には、自立した生活を送っている人が多いのは確かですし、そういう存在が「障害者＝支援される人」「健常者＝支援する人」という固定的なイメージを覆す契機にもなっています。

ですが、そういう人たちだけを喧伝し、「障害があっても自立できる」というメッセージだけが流布されることにはやはり違和感があります。というのも、ノンエリートの障害者の方が圧倒的に多数だからです。障害者を序列化し、一部のエリート障害者のみを社会に包含しさえすれば「共生社会」なのだと言い、他の「自立」できていないと判断した障害者を不可視化し、隔離、排除する危険性は大きいにあります。

その最たる例が、津久井やまゆり園事件だった

のでしょうか。

障害者関連施設では、戦慄の記憶として残っている事件ですが、一般社会においてはすでに忘却されてしまった感があります。

忘却の要因は、この事件の取り扱われ方にあったのでしょうか。というのも、事件発生後、犯人の素性が明らかにされ、精神病院への措置入院の経緯などが紹介される中で、精神障害者が重度知的障害者への犯行に及んだという構図で報道されるようになりました。そして、措置入院の是非や病院の対応の是非といった議論に流れていきました。このことから、社会では「障害者同士の事件」という図式に落とし込まれ、「自分たちには関係ない」ことだから「隔離してしまえば終わり」として済まされてしまった感があります。

しかしそうではなく、むしろ現代の社会が抱えている問題が露呈した事件だったはずで、犯人が衆議院議長に宛てた犯行予告の手紙には、「世界経済の活性化」のために犯行に及ぶといった文面もありました。それは、重度の障害者は労働力としても納税者としても期待できず、「ただ税金を使うだけの存在なのだ」といった類の不満や批判の表出なのでしょう。全盲ろうの福島智教授の言葉を借りるなら、この事件は、物理的に障害者を殺傷したにとどまらず、優生思想に基づいて人間の尊厳を否定する「実存的殺人」に他なりません。

この事件に対し、犯行予告の手紙で名指しされた安倍首相や政府が国として犯人の抱く優生思想を否定する声明を出すことはありませんでした。しかし、本来なら政府は、現代の日本において人間を能力の優劣で序列化し下位に置かれた人間の尊厳を踏みにじる行為は断じて許されないものであるというメッセージを強く発信すべきなのです。実際のところ、犯人の思想に共感する人も少なからず存在し、ネット上には擁護する発言も散見されています。

新自由主義の下、能力主義によって序列化され、自己責任論をもって斬り捨てられることへの不安と恐怖を、より一層の「弱さ」に対する憎悪へと向けるような回路が形成されている現状があ

ると言わざるを得ません。

このような状況だからこそ、「自立」と「共生」の意味を再考する必要があるでしょう。特別支援教育の中においてさえ、日常生活で「自立」できること、特に経済的に自立できる、労働力として貢献できることが意識されています。しかし、そうした「自立像」は常にその「自立」の水準からこぼれてしまう存在を作り出しかねません。では、「自立」とは何を指すのでしょうか。

現在の新自由主義下で求められている「自立」は、「自分のことは自分で何とかできる」であるとか、「自分で自分のことを決められる」、そして「決めたことの責任をとれる」とかいったような“強い”「自立像」です。しかし、これは、完全な身体をもち、強固な精神力と優れた知力を兼ね備えた人だけが成し得る「自立」です。障害者・健常者を問わず、ぴったり該当する人はそう多くはないでしょう。

「自立」を考える際、池谷壽夫さんがおっしゃられるように他者とのかかわり、実は切り離せないファクターです。例えば、視覚障害のある生徒の「自立活動」という領域の指導では、「点字（拡大文字）」や「歩行」「情報処理」「ADL（Activities of Daily Living 日常生活動作）」などの指導を行います。特に歩行指導は自立活動の最も重要な項目です。白杖の操作や道を安全に歩く手がかりの探し方などの歩行技術の指導が主となりますが、もう一つ重要な要素があります。それは「援助依頼」ができることです。いくら歩行の技術に習熟していても、初めて行く場所や慣れない所を一人で歩くことは大変な困難と危険を伴います。また、道の状況が工事などで変わっていると、慣れていても迷ったり、物理的な危険が生じます。そんな時に近くにいる他者に援助を依頼できる力が必要不可欠です。このように「他者の力を借りる」「他者に支援してもらう」ことも自立と位置付けられているのです。

健常者と言われる人々も、実は「できない」ことは多々あります。病気やケガ、加齢によってできていたことができなくなることもあります。私

たちの発達、身体状況や生活技術はグラデーションの中の一部でしかありません。そう考えたとき、苦手とするところを手伝ってもらい、逆に得意なことについては誰かに手を差し伸べるということは、むしろ、社会の中で生きるために必要不可欠な力であり、それこそが「自立」と言えるのではないのでしょうか。

また、インクルーシブ教育についても考える必要があります。地域の中で共生するには、健常者と障害者が分離されることなく共に学び合える環境を整えることは重要です。しかし現状として、十分に支援体制が整っていないまま統合されているケースや、むしろ手厚く支援されすぎて、本来の目的である協働して学び合うという機会が奪われているケースなども見られます。

「共生」とは単に同じ空間にいることではないはずです。同じ空間にいたとしても、「空気のような存在」や「特別な存在」では「共生」とはいえません。中学部や高等部から盲学校に通ってくる生徒には、前籍の普通校でいじめられた、仲間外れにされていたというようなネガティブな経験をしてくる生徒が少なくありません。傷ついて、自信を失って、盲学校にたどり着き、初めて自分の居場所を見出すことができ、今まで縮こまっていた自分を解放し、もてる能力を発揮し始める姿を見ると、本当に「共生」できていたのかとつぶやくことがあります。このことは前述のLGBTを取り巻く問題と構造的に同じでしょう。

共に暮らす中で、身体の特徴や認知の仕方、性のあり様が、人によって様々に異なるということに気付く。さらに、自分自身を顧み、自分も多様さの中の1人であることに気付く。そして互いの違いを認め合い、どう関係を気付いていくか模索しながら、協働する。その過程なくして、本質的な意味での「共生」とは言えません。

この過程は、性の学びが提供してくれるはず değildir。

3-3 性の学びがつなぐー盲学校での経験から

私が学生時代から視覚障害のフィールドに関わ

り、現在も盲学校で勤務している経験をお話しさせていただきますと思います。

視覚に障害があるということの不便さは様々なところで直面しますが、移動と情報の取得に大きな困難があります。特に、活字情報や視覚情報を得られえないということが大きな障壁です。また、「盲学校」という教育の場においては、専門家が少ないということや、生徒数が少なく集団生活を送りにくい、あるいは地域から疎外されているなどの問題をも含んでいます。

その中で、性に関する知識の伝達の場が非常に限られるという問題が生じます。家庭では、週末だけ、ないしは長期休みだけ帰省してくる子どもの性の発達状況を保護者が把握しにくいということに加え、障害特性や発達に合わせて家庭で指導は難しい、というのが現状です。ですから性教育への潜在的なニーズは高い現場です。

生徒達が日常生活を送る寄宿舎では、寄宿舎指導員が個々の生徒のケースに合わせて、排泄処理や入浴時や洗面の衛生指導などを行っています。しかし、性に関する指導まで踏み込んで行うことは少ないでしょう。性にかかわるトラブルが起きて初めて対処療法的に行われることが多いのです。

しかし、全く性教育が実践されていないわけではありません。視覚障害のある生徒に対する性の指導でポイントとして挙げられるのは、ボディイメージをつかむこと、他者との距離感（物理的にも関係性的にも）です。

視覚障害者にとって、ぱっとイメージをつかむことは大変困難です。自分の体の全体像をイメージする、あるいは他者の身体と比較するとか、他者の身体像をつかむことが難しいのです。自分で自身の身体像を把握できず、全く無意識にいるか、あるいは他者からの視線や評価を受容し内面化せざるを得ない状況が生み出されてしまいます。どちらにおいても、主体的に自己像を形成できないという問題があります。

そこで、私の勤務する盲学校では、ボディイメージをつかむための実践として、人体模型を

使って男女の身体の内外を触る中学校「理科」や、パーソナルスペースやプライベートゾーンを体感する中・高等部「総合学習」などを行っています。

また、高等部の「保健」では、教科書に沿いながらも、独自に避妊具の使い方の指導として、コンドームを触ってみる練習を行ったり、出生前診断や母体保護法について「当事者」として議論したりすることも試みています。公民の「倫理」では、ジェンダー、性の多様性というテーマを扱った後、「障害」を考えるとという流れで「多様性」を考えていく授業に取り組んでいます。

特にパーソナルスペースの話をする際には、他者との関係性の話とセットで行います。他者と快適な関係（距離）を築くために、まず自分と人が感じ方や考え方、背景となる経験など、あらゆる面で異なる存在であることを確認します。その上で、互いに心地よい距離感があるのだということを学んでいきます。実際の実践では短い時間しかないですが、自己と他者とが共に暮らすためにどう関係を築くかということを考える契機になっているのではないかと思います。

私自身がこのような実践をするとき、盲学校の生徒に合わせて指導方法や内容を多少工夫はしていますが、主に性教協で共有されている知識や実践をベースにしています。特に夏期セミナーや各講座、『季刊セクシュアリティ』で他の方の実践報告から学んだことは私自身の原動力になっています。

盲学校には教科主義が根強く残っているところもあるので、最初は性教育の実践を連携してくれる賛同者が少なかったのですが、まず内容的にも近い社会科の「倫理」からスタートしました。その後、体育科や自立活動科と「総合学習」を、あともう一押しで「保健」との連携も可能になりそうです。さらに、文科省の「通知」の効果と、大学による「ガイドライン」策定の後押しもあって、全校的に行う職員研修で「性の多様性」を扱う予定もあります。

徐々にではありますが、広がろうとする協働

に、「学び」の力を実感しているところです。

おわりに 包括的性教育実践がもたらすもの

私たち“人間と性”教育研究協議会が取り組んでいる包括的性教育は、人権と自由を、そして人と人との関係性を豊かにする方策を与えてくれるものです。そして、私たちの視野を広げ、勇気を与えてくれるものでもあります。

21世紀の初めころからのバッシングの嵐のもとでも、全国各地で粘り強く包括的性教育の実践が行われてきました。実践を続けてこられた仲間の皆さんが異口同音に語るのには、子ども、青年、保護者等の「困っている」、「本当のことを知りたい」という願いや要求の強さです。

ここに私たちが包括的性教育を今後も力強く実践していく立脚点があります。

「ここから裁判」（七生養護学校「こころとからだの教育裁判」）に対する最高裁判所決定は、包括的性教育実践の法的根拠も明らかにしました。性教育に対する政治や行政の介入の違法性も明らかになりました。

これらを力に、今こそ私たちがなすべきことは、今回のテーマである「一人ひとりが心とからだの主人公に ～みんなで学ぼう性と生～」に集約されていると考えます。

ついに「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」の日本語訳も完成し、出版が実現しました。私たちの実践を見直し、あらためて光を当て、より良いものを創造していく、力強い味方ができたのです。

性教育に携わる私たち自身が、性の「学び」を続け科学的な根拠に基づいた性の知識を獲得することに加え、「みんな」が「主人公」として共に学び、その成果を共有し合うことでつながっていく。その場こそ性教協であり、今の状況を打破していく原動力になるはずだと私は信じています。この全国セミナーはそうした場として最も有効な場です。ぜひ、現在を塗り替え、ともに人と人が共に生き、尊重される社会に作り替えていくべく、歩みを進めていきましょう。